

外国人従業員が退職して帰国する前に！

「住民税の一括徴収」と「納税管理人」の手続きについて

なぜ、帰国する前に手続きが必要なの？

住民税は「前年の所得」に対して後から課税されるため、退職して日本を離れた後にも税金の請求が発生します。

この手続き（一括徴収または納税管理人の選任）をしないまま帰国すると、本人が気づかないうちに「税金の滞納（未払い）」になってしまいます。

事業主の皆さまへ

外国人従業員の退職に関して、必ず以下を行ってください

✓ 退職時のヒアリング

退職予定の外国人従業員に「いつ帰国するか」を必ず確認してください。また、帰国する前に必ず住民税の手続きが必要であることを説明してください。なお、1月2日から翌年度の納税通知書受け取り前に帰国する場合は、住民税について市役所の税務課でご相談ください。

✓ 最後の給与・退職金からの一括徴収

本人の同意を得て、最後の給料や退職金から住民税の残額を一括で天引きし、納付してください。

★退職・出国が1月1日～4月30日の場合は、法令により5月31日までに支払われる給与等から一括徴収をしなければならないとされています。（地方税法第321条の5第2項）

★退職・出国が6月1日～12月31日の場合も、本人の同意の上、一括徴収にご協力ください。

✓ 納税管理人の選任・届出の指導

一括徴収しきれない税額がある場合は、（普通徴収分や帰国した翌年度に課税される分など）は、日本国内の代理人（納税管理人）を立てて市役所に届け出るようご指導ください。

外国人従業員本人が行うこと

★ 帰国後の代理人（納税管理人）を決める

自分の代わりに書類を受け取り、税金を納めてくれる代理人を選定してください。

また、納付方法についても、代理人へ届いた納付書で代理人に払ってもらうか、自分でスマホ決済等（※）で支払うか話し合っておきましょう。

※対応していない国や地域がありますのでご注意ください。

★ 「納税管理人申告書」を役所へ出す

帰国する前にお住まいの市役所の税務課へ、代理人と一緒に記入した「申告書」を提出します。

🚨 リスク① 延滞金が加算される

期限を過ぎると、未払い額に加えて延滞金が自動で増え続け、支払うべき金額が大きくなってしまいます。

🚨 リスク② 元会社に連絡が入る

本人の居場所が分からなくなった場合、市役所から元の勤務先へ調査協力の連絡が入ることがあります。

🚨 リスク③ 再入国ビザが出ない

税金の滞納履歴が残ると、将来ふたたび日本に働きに來たりする際のビザ申請が通らない可能性があります。

お問い合わせ

飛騨市税務課市民税係

0577-73-3742(直通)

※ 詳しい手続方法や「納税管理人申請書」のダウンロードについては、飛騨市のホームページをご覧ください。お問い合わせ先までお尋ねください。